

No.	質問内容	回答
	【申請全般について】	
1	「事業化実証」と「事業化可能性調査」の違いは何か。	【事業化実証】 「事業化実証」は具体的なサービスや、サービス以前のソリューションのプロトタイプを提供してどのような反応・効果が得られるか検証し、<u>市場競争力、収益性、事業の継続性など、ビジネスモデルの確度を実証する事業です。</u> 従って、商品やサービスの製品開発だけではなく、<u>ビジネスモデルを確立させるための様々な要素（前述の市場競争力、収益性、事業継続性の他、健康効果等のエビデンス、事業実施体制等）に対し、仮説を立てた上で、それらを総体的に（ビジネスモデルとして稼働できるかどうか）評価、実証する計画を申請書に記載する必要があります。</u> なお、事業化実証の場合は、製品・サービスの研究開発や 販路開拓を同時に行うことができます。 【事業化可能性調査】 「事業化可能性調査」は、「事業化実証」を実施する前の段階で、実施を想定している事業の事業性があるかどうかを、アンケート調査・ヒアリング調査・市場調査などで、調査する事業です。また、製品やサービスが健康の保持・増進などに効果があるかエビデンスを得るための調査や検証等も可能です。 しかし、<u>それらの調査自体を目的とするものではなく、当該調査検証（及びその結果仮説）によって事業の成立の可能性を測る申請計画にさせていただく必要があります。</u>
2	他の助成金を受けているが、申請は可能か。	本助成事業期間内に、同一の事業について、既にほかの助成制度等による助成を受けている経費については助成対象外です。
3	複数社のグループで事業を検討しているが、申請の際はグループ名等で提出してよいか。	グループで事業を実施する場合は、交付要綱に定める資格要件を満たす中小企業等が申請代表者となり申請してください。また、助成金は申請者宛に振り込み、複数社に分割して振り込むことはできません。申請前にグループで話し合って代表者を決めるなど、必要な調整を行った上で申請してください。
4	NPO法人や社会福祉法人、大企業は応募可能か。	NPO法人や社会福祉法人、大企業は、交付要綱及び募集要項に定める中小企業者等に該当しないため、単独では応募できません。ただし、交付要綱に定める資格要件を満たす中小企業等が申請代表者となり、グループの構成員として本事業に参画することが可能です。
5	すでに実装している事業を組みなおして新規事業として立ち上げる場合は対象となるか。	対象となります。
7	本事業でアンケート調査等を行いたい。これに協力していただく方への謝礼品を渡すことは可能か。	協力を得た相手に対し、協力の負担相応の謝礼品を渡すことは可能です。ただし、謝礼品はあくまで本事業遂行上の協力を得た相手に対して謝意を表すためのものであることに留意してください。
8	本事業において設計・開発されたサービスや製品を事業期間中に有料で利用者へ提供することは可能か。	実証のために利用者へサービスや製品を有料で提供することは、差し支えありません。ただし、有料で提供する場合は、その期間のサービスや製品の提供に係る費用を補助対象経費に計上できません。なお、有料での提供前のサービス・製品の設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス・製品に関する利用者アンケート調査の実施、課題抽出のための調査等のために必要となる費用については、助成対象経費に計上できます。（別図参照）

【事業費・対象経費に関すること】		
9	直接人件費の対象となる活動はどのようなものか。	新たなウェルネスサービスや製品の事業化のための市場調査や効果検証、実証、研究開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいいます。従って、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含みます。なお、一般従業者の研修・訓練などの業務、経理処理等一般事務に関する業務などは含みません。交付申請時に事業計画書等により対象となる活動を確認します。
10	役員の直接人件費は助成対象となるか。	直接人件費は助成対象事業のみに従事した時間及び勤務条件（時給換算）により積算されます。従って勤務条件に左右されない報酬制の役員の場合は、助成対象事業のみに従事した時間が判断できないため、基本的に助成対象外となります。ただし、応募時において勤務条件（勤務時間やそれに応じた給与等）が役員規程等で定められていれば、この限りではありません。
11	直接人件費の証拠書類はどのようなものか。	直接人件費の証拠書類としては、賃金台帳、業務日報（従事者ごと、本事業への従事内容や従事時間が分かるもの）、出勤簿、時間単価算定の根拠となる規程類等の写し等です。いずれも実績報告時に御提出いただきます。
12	外部専門家謝金は金額をどう決めればよいか。	補助対象経費については、算出根拠から金額の妥当性などを確認しますので、事業者の謝金規程や招聘する専門家から見積もりを取るなど根拠を明示し、決定してください。
13	事業の拡大により総事業が増額した場合、助成金は増額できるか。	事業の拡大により、総事業費が増額した場合でも、不足分は自己資金等で賄うこととなり、助成金の追加交付はしません。また、事業の縮小、中止等で総事業費が減額等した場合は、助成額を減額等させていただきます。
14	子会社に外注したものは対象経費として認められるか。	購入先・外注先が子会社等人的・資本的に関係ある企業である場合、適正な価格かどうか判断できない場合があるので認められません。但し、その会社でないとしない明確な理由（単独見積理由）がある場合はこの限りではありません。
15	海外出張は認められるか。	海外出張に係る旅費（移動費用、宿泊費用等）は対象外となります。 しかしながら、海外における可能性調査や事業化実証の実施自体を妨げるものではないため、海外調査、検証自体は申請計画に入れ込むことが可能です。 また、それらに係る旅費を除いた経費かつ採択時に認められたもの（調査、実証のための妥当性がある経費）については、助成対象経費とすることが可能です。

別図 No.8 助成対象経費 参考図

